名香山苑在宅介護支援センター
契約書別紙兼居宅介護支援重要事項説明書（別表）

〈令和7年1月1日現在〉

1　当事業所の職員体制

職　　種	常　　勤	非　常　勤
管　理　者	1名（0名）	0名
主任介護支援専門員	1名（0名）	0名
介護支援専門員	6名（1名）	0名

＊（　）は兼務を示す

2　サービス利用料

（1）基本料金　　＜居宅支援費Ⅰｉ　:取扱件数が45件未満＞

介　護　度	基本料金
要介護1・2	10，860円
要介護3・4・5	14，110円

（2）加算料金

種　別	料　金	要　件
初回加算	3，000円	①新規に居宅サービス計画を策定した場合 ②要介護区分が2段階以上の変更認定を受けた際に居宅サービス計画を策定した場合
通院時情報連携加算	50円	受診の際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い居宅サービス計画に記録した場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2，500円	病院に入院した日のうちに、病院又は職員に対して情報提供を行った場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2，000円	病院に入院した日の翌日又は翌々日に3日以内に病院又は職員に対して情報提供を行った場合
退院・退所加算	退院・退所にあたり病院等の職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービス等の利用に関する調整をした場合	
	（Ⅰ）イ　4，500円	連携1回　カンファレンス 無
	（Ⅰ）ロ　6，000円	連携1回　カンファレンス 有
	（Ⅱ）イ　6，000円	連携2回　カンファレンス 無
	（Ⅱ）ロ　7，500円	連携2回　（うち1回以上はカンファレンスに参加）
	（Ⅲ）　9，000円	連携3回　（うち1回入院中の担当医等との会議に参加）
特定事業所加算 Ⅱ	4，210円	①常勤且つ専従の主任介護支援専門員を配置 ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置 ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 ④24時間連絡体制を整備 ⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施 ⑥地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、受託する体制を整備 ⑦家族の介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加 ⑧特定事業所集中減算の未適用 ⑨介護支援専門員1人あたりの担当件数が45件未満

		⑩介護支援専門員実務者研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保 ⑪他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施 ⑫必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成
ターミナル ケアマネジメント加算	4，000円	①終末期の利用者に対し、医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日全14日以内に2日以上居宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 ②24時間連絡が取れる体制を確保 ③訪問により把握した利用者の心身の状況、支援等の情報を記録し、主治医等及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2，000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問して会議を行い、必要に応じてサービス調整した場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本料金の5%	通常のサービス提供実施地域以外の方にサービスを提供する場合
居宅サービスの利用に向け、退院時等に必要なケアマネジメントを行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同様に居宅介護支援基本酬の算定となります。		

（3）減算

運営基準減算	基本料金の50/100	居宅介護支援の業務が適切に行われない場合
	基本料金の算定なし	上記の状況が2月以上継続している場合
特定事業所集中減算	2，000円減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与が、正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中している場合
業務継続計画未実施減算	基本料金の1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1/100	虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じていない場合

※　上記の料金は、契約書第11条の2項に該当しない限り、全額保険から給付される為、自己負担はありません。